

令和元年7月24日

事務担当

三重県農林水産部  
畜産課 中村、巽  
電話：059-224-2544  
農林水産総務課 野村、中瀬  
電話：059-224-2511

県内の養豚農場における豚コレラの疑似患畜の確認（県内1例目）及び  
三重県豚コレラ対策本部第3回本部員会議の開催について

7月22日、県内（いなべ市）の養豚農場において、家畜伝染病である豚コレラを疑う事例が発生し、国の協力を得ながら、23日から県の検査を実施した結果、本日（7月24日）、豚コレラの疑似患畜と判定されました。

なお、県内の養豚農場における豚コレラの発生は、初めてとなります。

この事態を受け、平成31年2月6日付けで設置した「三重県豚コレラ対策本部」について、7月24日付で、危機管理統括監を本部長とする「B体制」から、知事を本部長とする「A体制」に移行するとともに、第3回本部員会議を本日18時00分から開催します。

1 養豚農場の概要

所在地：いなべ市

飼養頭数：4,058頭（うち繁殖豚366頭）

（参考：対象農場の周辺10km以内に他の養豚農家はありません。）

2 三重県豚コレラ対策本部 第3回本部員会議の概要【公開】

（1）開催日時：令和元年7月24日（水）18時00分から

（2）場 所：県庁3階 プレゼンテーションルーム

（3）出席者：知事（本部長）、両副知事、危機管理統括監、各部局長

（4）議 題：

- ・県内における豚コレラ防疫対応について
- ・本部長指示事項について
- ・三重県民の皆様への呼びかけ（知事による）

※第3回本部員会議終了後、知事が、農林水産部職員（県庁6F）を激励します。

※知事の激励終了後、農林水産部職員が取材対応を行います。

### 3 今後の対応

#### 防疫措置の実施

- ・当該養豚農場は、豚コレラの疑いが生じた時点（7月22日）から飼養豚の移動を自粛しています。
- ・第3回本部員会議において「防疫方針」が決定され次第、飼養豚の殺処分、発生場所の消毒等の防疫措置を速やかに実施します。

### 4 報道機関へのお願い

- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあること、農家の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから、自粛いただきますようお願い申し上げます。特に、ヘリコプターを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、自粛いただきますようお願い申し上げます。
- ・取材については、三重県豚コレラ対策本部（県庁）において対応する予定ですので、県現地機関、市町（いなべ市）等への取材は防疫措置の遅れにつながる恐れがあるため、自粛いただきますようお願い申し上げます。
- ・今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、御協力をお願いいたします。

### 5 その他

豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。

また、感染した豚の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染した豚の肉を摂取しても人体に影響はありません。

## 三重県における豚コレラの疑似患畜の確認(国内32例目)について

本日、野生イノシシ陽性確認地点から10km以内にあり監視対象となっていた三重県いなべ市の農場において豚コレラの疑似患畜が確認されました。  
本病の防疫措置等について万全を期します。  
現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

### 1. 発生農場の概要

所在地：三重県いなべ市  
飼養状況：4,058頭

### 2. 経緯

- (1) 三重県は、7月22日(月曜日)、農場から、飼養豚が死亡したとの報告を受け、家畜防疫員による検査を実施しました。
- (2) 同日、家畜保健衛生所での検査により豚コレラの疑いが生じたため、23日(火曜日)、材料を農研機構動物衛生研究部門(注)に送付し、遺伝子解析を実施しましたが、臨床症状と検査結果が一致しなかったことから、牛豚等疾病小委員会の意見を踏まえ、再検査を実施することとしました。  
(注) 我が国唯一の動物衛生に関する専門研究機関
- (3) 再度検体を採取した上で検査を実施したところ、本日(7月24日(水曜日))、豚コレラの疑似患畜であることが判明しました。

### 3. 今後の対応

- 「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の防疫措置等について万全を期します。
- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
  - (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施します。
  - (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置します。
  - (4) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
  - (5) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
  - (6) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
  - (7) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。
  - (8) 感染経路等の究明及びまん延防止のため、あらゆる可能性を想定し調査します。

### 4. その他

- (1) 豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありません。

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

**【お問合せ先】**

消費・安全局動物衛生課

担当者：山野、下平

代表：03-3502-8111（内線4582）

ダイヤルイン：03-3502-8292

FAX：03-3502-3385